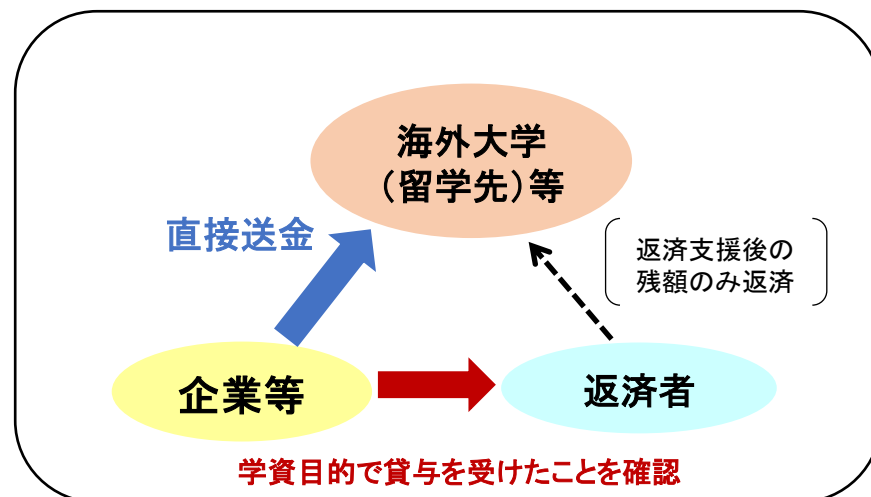


留学先の海外大学等から借り入れた留学学資に関する企業等による代理返済について

- 日本人留学生が、留学に必要な学資に充てるために留学先の海外大学等が提供する奨学金の貸与を受ける場合がありますが、その後の為替等の影響により返済額が増大するなどの事例が生じています。
- 海外留学の経験から得られた成果を生かして各企業等の担い手となり、我が国の発展に貢献していく人材を応援するため、各企業等において、従業員に対し、奨学金の代理返済による支援の御検討をお願いいたします。

1. 企業等による奨学金の代理返済(海外大学等への直接送金)のイメージ



※ここでいう「奨学金」とは、その返済額が、一般的に「学資に充てるため給付される金品」に該当するものと考えられる以下のものを指します。

- ・海外大学からの借入金で、学資に充てるために貸与されたことが明確であるもの
- ・海外政府により学資に充てるために貸与される教育ローン
- ・海外金融機関により学資に充てるために貸与される教育ローン

2. 代理返済する場合(企業等から海外大学等へ直接送金すること)の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得る

返済者にとって、返済額が自身の通常の給与と区分され、かつ奨学金の返済であることが明確となるため、その返済額の所得税は非課税になり得る。

(※) 返済者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となる場合があります。

②【法人税・所得税】給与として損金算入が可能

企業等にとって、使用人の奨学金の返済に充てるための給付が、給与等の性質を有するものであれば損金算入されます。

③【法人税・所得税】賃上げ促進税制の対象

賃上げ促進税制の一定の要件を満たす場合には法人税(個人事業主は所得税)の特別控除の適用が可能。

(※) 賃上げ促進税制: 雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大35%(中小企業等の場合45%)を税額控除

*税額控除上限: 法人税額又は所得税額の20%

④【社会保険料】標準報酬月額の対象外

代理返済した返済金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはならない。

(※) 給与規程等で給与に代えて返済金が払われている場合には、「報酬」に含まれる。

留学先の海外大学等から借り入れた留学学資に関する企業等による代理返済への対応

1. 本制度を利用する場合(企業等から海外大学等へ直接送金すること)の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得ます。

●返済者にとって、企業等が直接海外大学等に送金することで自身の通常の給与と返済額が区分され、かつ奨学金の返済であることが明確となるため、その返済額に係る所得税は非課税となり得ます。

※返済者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。

【参考】国税庁HP「質疑応答事例(所得税)」

○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか

(抜粋)奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学資に充てられており、かつ、その②給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給与課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

●非課税となり得るのは、その返済額が、「学資に充てるため給付される金品」に該当するものに限られます。

以下の借入金については、一般的に、非課税の対象となり得ると考えられます。

- ・海外大学からの借入金で、学資に充てるために貸与されたことが明確であるもの
- ・海外政府により学資に充てるために貸与される教育ローン
- ・海外金融機関により学資に充てるために貸与される教育ローン

●借入れから経過した期間等に制限はありません。

※ただし、あまりに長い期間が経過した後代理返済した場合には、奨学金を実際に学資に充てたタイミングとその給付のタイミングに開きがあることから、その代理返済による給付が「学資に充てるため」のものと言えるか否か、疑義が生じる可能性があります。

●非課税の適用にあたって証明するものの提出・提示等については要件とされておりません。

※ただし、適用に疑義が生じた場合は、「通常の給与に代えて給付されるものでないこと」の事実関係を確認する場合があります。

②【法人税・所得税】給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

●企業等にとっては、使用人の奨学金の返済に充てるための給付が、給与等の性質を有するものであれば損金算入されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額に該当し、一定の要件を満たす場合には、法人税(個人事業主は所得税)の税額控除の適用を受けることができます。

※賃上げ促進税制:雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大35%(中小企業の場合45%)を税額控除*

*税額控除上限:法人税額又は所得税額の20%

③【社会保険料】原則として、標準報酬月額算定のもととなる報酬に含めません。

●奨学金返済支援(代理返済)による返済金は、原則として報酬に含めません。

※ただし、給与規程等により給与に代えて奨学金返済を行う場合には、報酬に含みます。

留学先の海外大学等から借り入れた留学学資に関する企業等による代理返済への対応

2. 留意点

① 代理返済の考え方について

「代理返済」は、民法上の代位弁済とは異なり、企業等が使用人に代わって奨学金を返済しても使用人に対してその返済額を求めること(求償権の行使)は想定しておりません。

② 企業が本人に返済分を支給する場合の所得税の取り扱いについて

企業等が本人に返済分を支給する場合、通常の給与に奨学金返済用の手当てが上乗せして支給されるケースが想定されますが、その場合は当該奨学金返済手当てが奨学金の返済に充てられるかについては疑義があり、厳密には「学資に充てられた」とみなせず、所得税非課税とするのは難しいと思われます。

③ 給与が損金算入されない場合について

役員給与、役員と政令で定める特殊の関係のある使用人に対して支給する過大な使用人給与及び使用人兼務役員に対して支給する役員部分の給与は一定のものを除き損金不算入となります(法人税法34条、36条)。

④ 賃上げ促進税制の対象とならない場合について

損金算入されない給与や使用人兼務役員に対して支給する給与は、賃上げ促進税制の対象外です。また、継続雇用者給与等支給額が前年度と比較して3%以上(中小企業者等の場合は雇用者給与等支給額が前年度と比較して1.5%以上)増加していない場合等、賃上げ促進税制の適用要件を満たさない場合は、賃上げ促進税制は適用できません(租税特別措置法42条の12の5)。